

一般社団法人日本循環器学会 関東甲信越支部 予防委員会内規

(設置)

第1条 関東甲信越支部運営内規第13条に基づき、本支部に一般社団法人日本循環器学会関東甲信越支部予防委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、循環器疾患等の予防に関する事柄について、協議・検討し、役員会上申することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以って組織する。

(委員)

第4条 委員長は役員とし、役員会の議を経て、支部長が委嘱する。

2. 委員は、委員長が指名し支部長が委嘱する。

3. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が召集し、議長となる。

2. 本委員会の審議事項は、役員会に報告し、承認を得なければならない。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

1) すべての国民の循環器疾患等の予防を推進する業務。

2) 予防活動を積極的に推進し、その重要性を社会に発信する業務。

3) 循環器疾患等の予防研究の実施ならびに支援。

4) その他、循環器疾患等の予防に関する必要な業務。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に役員会に諮らなければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を役員会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、令和元年9月28日より施行する。

令和2年9月5日一部改訂